

German Newsletter

Japan Business Services

ドイツ 最新情報

概要

I.	Eバランスシート(E-Bilanz)導入開始時期の再延期	1
II.	税制改正	2
III.	移転価格税制	5
IV.	法人税	10
V.	VAT	11
VI.	個人所得税/賃金税	12
VII.	日独租税条約	13

I. Eバランスシート(E-Bilanz)導入開始時期の再延期 (eNewsletter Tax 8. Juli 2011)

連邦財務省は2011年7月1日にEバランスシートの適用通達草案の修正版を公表しています。この中で税務当局は、2012年1月1日以降開始する事業年度について認容規定を設けています。基本的にはEバランスシートを規定する所得税法第5b条の適用開始対象事業年度は2012年1月1日以降開始する事業年度のままです。しかしながら、2012年度(事業年度=暦年)または2012/2013年度(事業年度≠暦年)の貸借対照表及び損益計算書が税務当局が指定するデータセットで電子的方法により提出されない場合も当局により容認されます。この措置で以って税務当局は、Eバランスシートの導入に伴う相当の技術上及び組織上の負担を斟酌しています。これによって、Eバランスシート導入初年度の問題が納税者の負担となることはありません。初年度のEバランスシート導入が難しい場合、貸借対照表及び損益計算書は、従来通り、ハードコピーで提出することが可能です。

国内及び国外に恒久的施設を有する企業、法人税免除法人及び営利事業を行う公法上の団体についてはさらなる容認措置が適用されます。このような場合、貸借対照表及び損益計算書は2015年1月1日以降開始する事業年度から電子送信により提出されねばなりません。この特別規定が、国外恒久的施設を有する企業の決算書全体あるいは国外恒久的施設部分についてのみ適用されるのかは、これから議論されねばなりません。各団体は、通達草案に対して2011年7月28日までに意見を提出することができます。尚、連邦財務省は2011年8月16日にパイロットフェーズの結果を報告する予定です。最終的なTaxonomy(勘定科目体系)及び運用通達の公表は2011年8月末に見込まれています。

II. 税制改正

ブラックマネー防止法の施行

(German Tax Quarterly 2/2011)

2011年5月3日に、資金洗浄及び脱税の防止を強化するための法律(ブラックマネー防止法)が公布されその翌日に施行されています。新制度のもとでは、脱税の自主的届出における刑事訴追免除の要件が厳格化されています。以下この法律の重要な点の概要となります。

正確でないまたは不完全な税務申告について税務当局に対して自主的届出を行うことは、新制度の下でも引き続き可能です。しかしながら、部分的な自主的届出を提出する可能性は撤廃されています。

刑事訴追を免れるためには、例えば個人所得税や VAT といったそれぞれの税の種類について、刑法上時効となっていない、未申告または不完全申告となっている情報をすべて追加申告する、不完全な申告内容を補足する、あるいはすべての誤謬を網羅的に修正することが必要となります。これまで秘匿していた課税標準について故意に部分的にのみ追加申告した場合には刑事訴追から免れません。

自主的届出時期の要件が厳格化され、今後は税務調査通知の交付後の自主的届出は認められなくなります。今後も、税務調査官の「到着」により自主的届出の可能性が排除されますが、税務調査通知の交付が税務調査官の到着より事前に行われることが一般的であることから、自主的届出の排除期限はこれまでより早く到来します。尚、故意の脱税でない、過失による過少申告の場合、「刑事または罰金手続きの開始通知」を以って自主的届出の可能性が排除されます。

刑事訴追免除は、税金の種類毎及び課税年度毎に一件 50,000 ユーロまでの脱税額に限られます。50,000 ユーロを超える脱税額の自主的届出を促すため、脱税額に加えて脱税額の 5%の付加税が納付される場合には、刑事訴追は行われません。尚、この付加税は故意の脱税の場合のみに適用され、過失による過少申告は対象となりません。

税制簡素化法

(eNewsletter Tax vom 9. Juni 2011)

2011年6月9日に税制簡素化法が連邦議会を通過し、7月8日に連邦参議院の同意を得るために連邦参議院に提出されましたが、連邦参議院はこれを否決しています。法案不成立を避けるためには、両院協議会が招集されることとなります。修正案が連邦議会で可決され、連邦参議院の同意が得られた場合、同法の一部については 2011 年中に施行されることとなりますが、原則的には 2012 年 1 月 1 日の施行となります。

連邦議会で可決された法案では閣議法案と比較して若干の修正が行われており、例えば賃金税申告、VAT 仮申告または EC セールスリストといった税務関連データの電子的方法による送信に際して、現行規定で認められているデータ送信者の認証なしの送信方法の廃止が盛り込まれています。これにより、データ送信の際の認証手続きが義務付けられることとなります。他に政府草案と異なる点は、夫婦間での特別支出控除の帰属及び子女控除の配分等が挙げられます。

電子請求書に関わる VAT 規定等、特に企業にとって重要な項目については政府草案に変更はありません。また、専門家ヒアリングにおいて提議された、「相続税法上の企業評価のための特別査定手続きの実施に関する裁量範囲の拡大について」は法案に盛り込まれていません。税制簡素化法の重要な改正項目について以下概要をお知らせします。

1. 事業者関連の簡素化

VAT目的の電子請求書の発行

電子的方法で送信された請求書がVAT上の要件を満たし、当該請求書に記載されているVATの前段階控除が認められるためには、現行規定によれば、出所が実在すること及び内容に不備がないことを保証するため、認証付の電子署名、またはEU委員会の提案に準拠する請求書の発行人と受取人との間で合意された電子データ交換(EDI)に関する特定の手続きが前提条件とされます。

この標準化された手続きに加えて、技術的に「ニュートラル」な選択肢が導入される見込みです。新しい選択肢においては、請求書の発行人及び受取人は請求書を電子的方法で送信するための独自の技術的なプロセスを選択または開発することができます。ただし、この独自に選択された技術上の手続きによって、出所が実在すること、内容に不備がないこと及び可読性が保証されることが前提条件として求められます。したがって、この新しい技術的に「ニュートラル」な手続きによっても電子請求書の容認のための厳格な要件は引き続き求められます。上述の要件を満たすための内部管理システムを構築することが請求書受取人にも要請されます。

法案そのものには電子請求書の送信に関する詳細な規定が含まれていませんが、立案理由によれば、上述した要件が満たされた場合、新規定の下で、前段階控除を可能とする電子請求書の(例えばPDFファイルの添付された)署名のない電子メールでの送信またはWEBサイトからのダウンロードが可能となります。

この新たな選択肢により納税者は電子請求書の送信方法を自身で選択することが可能になりますが、一方で、請求書受取人は、選択された方法が内部管理システム上、上述の法的要件を実際に満たしているかどうかリスクを負うことになります。

新規定は2011年7月1日以降行われる売上取引に関わる請求書から適用される予定です(変更の可能性あり)。

VAT検査(Umsatzsteuer-Nachschaу)の際の調査権の拡大

VAT検査にあたっては税務署に対して納税者のEDP(Electronic Data Processing)システムにアクセスする権利が認められることとなります。従来このアクセス権は、いわゆるデータアクセス及び電子文書の調査可能性に関する原則(GDPdU)により、税務調査または特別調査においてのみ認められていました。これらの場合と異なり、VAT検査におけるアクセス権は納税者のEDPシステムの使用に限定されます。データをデータ媒体にコピーし税務署に提出するという納税者の義務は、引き続き税務調査及び特別調査においてのみ課されます。

税務調査または特別調査は調査通知決定書を通じて実施が通告されねばならず、したがって納税者には準備の時間がある一方、税務署はVAT検査及びVAT検査におけるデータアクセスを事前通告なしに実施することができることから、この措置は税務当局による電子データへのアクセスの更なる強化といえます。

新規定は2011年7月1日から施行される予定です(変更の可能性あり)。

ルーリング手数料の無償限度額の導入

税務当局によるルーリング取得のための手数料は、一般的に対象価値に基づいて算定されます。対象価値はルーリングの対象となる事例により見込まれる税効果の額となります。

税制簡素化法により無償限度額が導入され、今後対象価額10,000ユーロ未満の場合には手数料が課されません。対象価額の上限額は引き続き30百万ユーロとされます。手数料の上限額は約90,000ユーロになります。

対象価額が決定できない場合の手数料は処理時間によって算定され時間単価は30分につき50ユーロとなります。今後は処理時間が2時間未満の場合は手数料は発生しません。

新規定は、同法の公布日翌日以降管轄の税務当局で受理されたルーリング申請から適用される予定です。

2. 被雇用者及び個人関連の簡素化

給与所得の場合の定額必要経費の引き上げ

給与所得の算定にあたって控除される証憑不要の定額必要経費が現行の920ユーロから1,000ユーロに引き上げられます。1,000ユーロを超える必要経費の場合は証憑により証明される実費の控除が引き続き認められます。

引き上げ後の定額必要経費は2011年課税年度から適用されます。80ユーロの引き上げ分については2011年12月の給与計算において考慮されます。したがって雇用者による2011年1月に遡及しての修正は不要です。

個人所得税確定申告期間

今後、納税者は、申請により連続する2年の申告期間をカバーする個人所得税確定申告書の提出を選択することが認められます。申告期間が暦年であることに変更はありません。納税者が選択権を行使する場合、2年分の確定申告書は原則的に2年目の申告期間終了の翌年5月31日までに提出されねばなりません。選択権行使の条件は、納税者が当該2申告期間中、事業者所得といった利益計算により算定される所得がないことです(給与所得税や賃貸所得は収支計算により算定)。さらに、国内で源泉課税の対象となっていない、投資資産、賃貸及びその他の所得からの年間収入(必要経費控除前)の合計が、単独申告の場合で13,000ユーロ、夫婦合算申告の場合で26,000ユーロを超えてはなりません。

夫婦合算申告の場合、2年をカバーする確定申告の申請は夫婦双方により行われねばなりません。また、夫婦双方が上記の要件を満たす必要があります。

確定申告により、税額還付または税額追徴となった場合、これらは利息加算の対象となることがあります。利息は原則的に税金が発生した暦年の終了後15ヶ月が経過した時点から加算されます。この原則の例外として新規定では、2年をカバーする確定申告の場合、一年目の申告期間については二年目の申告期間の終了後15ヶ月が経過した時点で利息が加算されます。

新規定は2012年申告年度から適用される予定です。

3. その他の改正項目

その他日系企業及び派遣駐在員に関係のあると思われる改正項目を以下列挙します。

- ▶ 一括通勤費用控除額
公共交通機関の利用に関わる支出は、これが暦年中に一括通勤費用控除額として控除可能な金額を超過する分について控除が可能となります。
- ▶ 子女の養育費用
子女の養育費の必要経費(所得関連費用)控除は、特別支出控除に一本化されます。
- ▶ 寄付金
連邦参議院の同意の下、簡便な寄付金証明書を認める権限が連邦政府に付与されます。
- ▶ 不動産取得税
売却通知を電子的方法により提出することが可能となります。
- ▶ 税務当局との電子的方法による通信の簡便化
- ▶ 事業活動に関する通知
国外での事業活動に関する通知の提出が一年に一度でいいこととなります。
- ▶ 賃金税申告書、VAT 仮申告書、EC セールスリスト等特定の場合に可能な電子認証なしの税務データの電子的方法による送信が今後は認められなくなります。

III. 移転価格税制

機能移転通達

(German Tax Quarterly 4/2010)

2010年10月13日にドイツ連邦財務省は、「国境を越える機能移転の場合における関連者間の所得配分の調査のための原則(一般原則 - 機能移転)」を公表しています(以下機能移転通達)。連邦財務省は既に2009年7月19日に機能移転通達草案を公表しており、当初2009年末に予定されていた最終通達の公表まで一年近く遅れての公表となりました。

最終通達では草案から修正されている箇所があります。機能移転通達に盛り込まれている重要な項目について以下概要をお伝えします。

1. 機能の定義

機能移転通達は、機能を定義するにあたり、活動基準アプローチ及び対象基準アプローチを採用しています。このアプローチに基づくと、ある特定の製品の製造は独自の機能となります。したがって、財務省によれば、そのような一製品の製造の移転は、移転された製品の製造が他の同等の製品の製造に取って替わられる場合であっても、機能移転を構成するとされます。代替製品の製造にあたって古い製品と主要な点で同じ無形資産が使用される場合にのみ、特定の前提条件が満たされた場合には機能移転とはみなされない機能の二重化（以下参照）が行われたとされます。

2. 機能の二重化

国内で遂行される機能が国境を越えて遂行されることになり、この「二重活動」によっても国内の機能が制限されない（売上減少がない）場合、機能の二重化は機能移転とはみなされません。しかしながら、機能の二重化に続く5年以内にドイツに残された機能が（売上減少により）制限される場合、機能の二重化は機能移転と認定されねばなりません。この再認定を回避するためには、納税者は機能の制限が機能の二重化の直接的な経済的帰結でないことを挙証せねばなりません。

機能の二重化に伴う重要性のないまたは一時的な売上減少は、機能移転とはみなされません。連邦財務省は、重要性のない売上減少の基準として、機能の二重化前の直近の端事業年度でない（通年の）事業年度における当該機能による売上高からの減少額が、機能の二重化に続く5年間のいずれの事業年度においても百万ユーロ以下である場合と定義しています。

3. 機能移転とみなされない他の事例

第三者間において機能の売却または取得とみなされない事例は機能移転とされません。例えば、（売上減少が百万ユーロ未満の）重要性のない機能移転または一時的な移転は機能移転とはみなされません。一般的に、クロスボーダー人員派遣を移転価格税制の観点から規定する「駐在員派遣通達」に該当するグループ企業間人員派遣は機能移転ではありません。しかしながら、機能移転通達では、人員派遣の場合も機能移転に該当する複数の事例を規定しています。新規事業活動の開始もまた機能移転を構成しません。

4. ルーティン機能の移転

リスクが低く、結果として通常原価基準法（コストプラス法）を採用して対価が決定されるルーティン機能の移転の場合には、移転パッケージの評価は不要です。機能の移転先企業がそのローリスクという性格を考慮して機能移転後に移転元企業からコミッションベースで対価を得る場合も同様です。残念ながら、機能移転通達には、販売機能が移転され、移転後は売上高基準の取引単位営業利益

法(TNMM)法または修正再販売価格基準法に基づいて対価を得る場合のガイドラインが含まれていません。

5. 移転パッケージの評価

機能移転の場合の移転価格は一般的に移転パッケージをベースに算定されねばなりません。したがって、移転パッケージの利益ポテンシャルが国内または国際的に認められている評価コンセプトによって計算されねばなりません。原則的に、税引後純利益をベースとする割引現在価値が計算されねばなりません。連邦財務省は、「税引後純利益」を移転パッケージの経済的耐用年数中に純利益として機能移転先が受け取る借入コスト及び税金控除後の財務上の超過収益と定義しています(直接法)。こうした直接法による評価が不可能な場合、機能移転の前後双方における関与企業の全体評価に基づいて計算が行われねばなりません(間接法)。機能移転通達は、利益ポテンシャルの評価は予想年間損益計算をベースとするとしています。したがって、納税者による検討済みの予想貸借対照表、予想損益計算書及び一般的な財務予算資料が必要となりますが、これは実務上、膨大な労力を要する、または、実現不能な要請かもしれません。

6. 免除条項

移転価格税制は 3 つの免除条項を設けており、これにより移転パッケージの評価に代わって、移転パッケージの全構成要素の個別移転価格の評価が可能となります:

- ・ 納税者が重要な無形資産及び便益が移転されないことを挙証する場合。移転された無形資産または機能移転に含まれる複数の無形資産の移転価格が移転パッケージの 25%を超えてはなりません。このための移転パッケージの正確な計算は求められませんが、「正確」の定義が不明です。
- ・ 個々の移転価格の合計が移転パッケージの価値に等しい場合。この免除条項の適用の為に移転パッケージの価値及び移転された個々の資産の移転価格の双方が計算されねばならないことから、この免除条項の適用は、移転パッケージに適用される移転価格の中間値から導かれる合意領域中の特定の金額の妥当性を主張する場合にのみ有効かもしれません。
- ・ 納税者が少なくとも一つの重要な無形資産が機能移転に含まれていることを挙証し、この資産を詳細に記述する場合。資産が重要かどうかの決定のために移転パッケージを正確に評価する必要はありません。

7. 補償金の請求

機能が機能の抹消または減少のかたちで国外へ移転される場合、補償金額を損害賠償金または法的、契約上、あるいはその他の補償請求権による金額まで制限することは税務上容認されますが、これは納税者が独立第三者間でも補償請求権についての合意がなされるであろうことを挙証できることが条件であり、重要な無形資産または便益が移転されないことが前提となります。

8. 機能移転の形態

機能移転通達にはまた機能移転の形態及びそれぞれの場合の税務上の影響が例示されていますが、特に、移転パッケージの検討が適用されねばならない事例、または、移転された機能の移転価格が個々の資産及び関連する便益すべての移転価格の合計をベースに決定できる事例が挙げられています。

9. 適用期間

機能移転通達は、原則的に 2008 年度課税年度(12 月決算の場合 2008 年 12 月期、3 月決算の場合 2008 年 3 月期)またはそれ以降の課税年度の年度中に行われた機能移転について適用されます。しかしながら、2008 年より前に行われた機能移転の移転価格についても移転元企業及び移転先企業双方の観点から評価される利益ポテンシャルをベースに算定されねばなりません。この適用規定の根拠として連邦財務省は、これらの規定が単に既に適用されている独立企業間原則の明確化に過ぎないためとの見解を示しています。

OECD 移転価格ガイドライン第1章～第3章改定

(Transfer Pricing Newsletter – 8. Ausgabe)

OECDは、特に第1章～第3章の改定を含むOECD移転価格ガイドライン2010年版を公表しています。これらの章では、独立企業間原則、移転価格算定方法及び比較可能性分析について取り上げられています。OECD移転価格ガイドラインは、税務当局、納税者または立法者に対して拘束力を有するものではありませんが、一般的にOECD租税条約第9条に規定される独立企業間原則の解釈にあたっての指標となります。OECD非加盟国の多くもOECD移転価格ガイドラインを移転価格税制における基準としています。

以下、1995年版からの重要な変更点について概要をお知らせします。

▶ „最も適切な方法“ („most appropriate method“) 原則

„最も適切な方法“原則が導入され、移転価格算定方法の適用に際しての優先順位がガイドラインから削除されています。

1995年版では、伝統的な取引単位基準の標準三法(独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法)が利益基準の算定方法(利益分割法及び取引単位営業利益法-TNMM)に優先すると明記されていましたが、実務上は後者の利益基準方法が主流となっています。情報不足から実務上標準方法が適用できないというのがその理由です。

このギャップを埋めるため、2010年版では „最も適切な方法“ 原則が採用されています。納税者は、移転価格の決定に際して採用した方法が別の方法より適していることを詳細に分析する必要はありません。2010年版には取引単位基準の標準三法が適切でない場合に初めて利益基準法の適用が認められるという優先適用の規定はありません。しかしながら、取引単位基準の算定方法と利益基準の算定方法がいずれも同等に適用可能な場合には、前者が優先的に適用されるとしています。

▶ 利益基準の算定法

2010年版ガイドラインによれば利益分割法は原則的に当事者双方が独自のまたはバリューのある(ルーティンでない)機能を果たす場合にのみ採用されます。このような機能には特に、重要な無形資産の投入または高度に集約された業務フローを伴う機能の遂行が含まれます。またガイドラインでは様々な利益分割の方法ならびに配分比率の適用及び妥当性について議論されています。取引単位営業利益法(TNMM)は原則的に、単独の取引相手先が独自またはバリューのある機能を果たす場合にのみ、信頼に足るとして採用が可能であるとされます。

▶ 比較可能性分析

移転価格実務では近年利益基準の算定方法の使用が増加していますが、この場合には例えば妥当な利益マージンを決定するためデータバンク情報が利用されます(いわゆるベンチマーキング分析)。2010年版ガイドラインでは比較可能性分析に1章が費やされており、こうした分析がいかに重要であるかが強調されています。一方では、比較データの信頼度と納税者/税務当局の事務負担のバランスが考慮されねばならないことも認識されています。したがって、考えられる限りのデータベースを使用して比較データを徹底的に検索する必要はないと考えられます。

ガイドライン2010年版によると、比較可能性分析の実施にあたっては、以下に挙げる9段階の主要な手順を踏むことが求められ、これにより一定の標準化が見込まれます。

第1段階: 対象年度の確定

第2段階: 納税者がおかれた状況の分析(主要内容: 産業分析)

第3段階: 対象取引の分析(主要内容: 機能及びリスク分析)

第4段階: 内部第三者比較データの検討

第5段階: (必要に応じて)外部第三者比較データに使用するデータバンクの決定

第6段階: 適切な算定方法の選択

第7段階: 利用可能な比較データの選定

第8段階: 必要に応じた修正計算の実施

第9段階: データの解釈及び第三者比較価格の算定

採用される比較データの選択プロセスについて、比較可能性分析を審査する側が検証できるよう可能な限り透明化すべきことがガイドラインの随所に盛り込まれています。

ガイドライン 2010 年版によりこれまでの原則が実務を反映して修正されていますが、これらの変更点がどの程度各国の移転価格税制または税務調査実務に影響をもたらすことになるか趨勢が待たれるところです。

IV. 法人税

EU 委員会: ドイツに対しオーガンシャフト(連結納税)における連結子会社の要件に関わる差別的条項の撤廃を要請 (German Tax Quarterly 4/2010)

オーガンシャフト(連結納税グループ)内においては、ドイツ連結子会社の利益と損失を連結親会社の利益及び損失と相殺することが可能です。これに対して、ドイツ非居住会社はオーガンシャフト内で利益と損失を相殺することができません。2010年9月30日にEU委員会はドイツに対し、差別的とみなされる連結子会社の取り扱いに関する税規定を改正するよう正式要請を行いました。この要請はEU委員会違反審査手続きの第2段階にあたる“reasoned opinion”の形式で行われています。

1. 背景

ドイツのオーガンシャフト(連結納税)制度は、連結子会社について本店所在地及び経営管理地の双方がドイツ国内にあることを要件としています。その結果、他のEU加盟国の会社法により設立され、本店所在地はドイツ国外であるが経営管理地はドイツである会社は、オーガンシャフトの連結子会社となることができません。このことは、会社がドイツで無制限納税義務者であるに関わらず、オーガンシャフトの便益を享受できないことを意味します。尚、ドイツ国内に本店所在地または経営管理地のいずれかを有することが、無制限納税義務者の要件となります。

ドイツ国内に本店所在地および経営管理地を有する子会社を保有する企業と比較して、連結子会社要件を満たさない子会社を有する企業はオーガンシャフト制度により不利な取り扱いを受けることとなります。このような規定は、差別的でありドイツにおける事業の設立の自由を制限することになります。

2. EU条約違反

EU委員会は、この規定の結果ドイツはEU法による設立の自由を保証するための義務の履行を怠っているとみなしています。よって、2010年9月30日にEU委員会はドイツに対し差別的とみなされる税規定を改正するよう正式に要請しています。この要請は、EU委員会違反審査手続きの第2段階にあたる“reasoned opinion”の形式で行われています。EU委員会の要請に対し、ドイツは、2ヶ月以内に具体的な対応策を提示する必要があります(ドイツの対応については以下参照)。

連邦財務省通達: オーガンシャフト(連結納税)の成立要件 (eNewsletter Tax vom 31. März 2011)

現行のドイツ法によると資本会社は、本店所在地及び経営管理地の双方をドイツ国内に有する場合にのみ法人税上及び営業税上のオーガンシャフトに参加することができます。上述の通り、EU 法の観点から EU 委員会は EU 条約違反審査手続きにおいてドイツに対して当該税規定を改正するよう求めています。この求めに対して連邦財務省は先ず通達のかたちで対応しています(2011 年 3 月 28 日付連邦財務省通達)。これにより、EU/EAA 加盟国で設立されドイツに経営管理地を有する資本会社は、他のオーガンシャフト成立要件が満たされた場合には、ドイツで課税対象となる(プラス及びマイナスの)所得を連結親会社に帰属させることが可能となっています。

連邦財政裁判所判決: 文書の保管費用引当金の評価 (eNewsletter Tax vom 7. April 2011)

公法上の義務に基づく文書の保管費用引当金は、税務決算書上も計上されねばなりません。引当金の評価は義務の履行のために必要な見込み費用で行われます。例えば年次決算書及び関連文書の保管義務期間は 10 年とされます。従来の税務当局の見解によると、決算日において保管義務のある文書の中に、保管義務期間の一部が経過した書類が含まれている場合は、引当金額を減額せねばなりません。連邦財政裁判所はその最新の判決の中で、保管費用引当金は 5.5 年の平均残存年数をベースに算定すべきとする税務当局の見解を支持しています。この残存年数は 1 年から 10 年の保管期間の平均に相当します。

V. VAT

連邦財務省通達: のれん(営業権)の譲渡の際の VAT 上の取り扱い (eNewsletter Tax vom 16. Juni 2011)

税務当局は、例えばのれん(営業権)や顧客リストといった無形資産の譲渡の VAT 上の区分に関する見解を変更しています。従来の見解と異なり、税務当局は、これらの譲渡について VAT 法にいうところの財貨の供給ではなく役務の提供に区分しています。特に事業のクロスボーダー再編に重要となるこの区分は、VAT 上の役務の提供場所の決定及び当該譲渡がいずれの国で VAT の対象となるかの判定に影響します。これにより、従来、他方の国が既に無形資産の譲渡をその他の役務として取り扱っているために当事者国間で存在した VAT 上の不整合性がかなりの部分で排除されることになると考えられます。

この新たな税務当局の見解は、原則的にすべての税務更正可能な事例について適用されます。ただし、2011 年 6 月 30 日以前に行われた譲渡については、従来通り財貨の供給として取り扱うことが容認されます。

VI. 個人所得税／賃金税

連邦財政裁判所判決: 国外での語学研修費用の必要経費控除 (eNewsletter Tax vom 19. Mai 2011)

国外での語学研修参加は、例えば研修場所が観光地であるような場合は、通常私的な理由も決定の要因となります。連邦財政裁判所の判決により、職業上の理由と私的な理由が混在する場合の費用の配分の禁止が撤廃されて以来、私的な理由は、職業上の理由により発生する費用の税務上の控除にあたって阻害要因とはなりません。双方の動機による旅費は、原則的に旅行期間中の職業上及び私的な時間の比率に応じて配分されます。今回連邦財政裁判所は、旅費に関して、職業上及び私的な理由による事象が、交互ではなく同時に実現される場合は、この(時間比率)原則を踏襲しないとする判決を下しています。具体的な事案において連邦財政裁判所は、南アフリカでの語学研修に関して発生した費用について、納税者、税務署のいずれも他の配賦基準を提示できない限りにおいて、必要経費控除可能な費用と必要経費控除の認められない一般生計費に折半することを容認できるとしています。

連邦財政裁判所は、国外での語学研修が外国語の基本知識または一般知識レベル内容であるが職業上の活動には十分である場合には、語学学校費用が必要経費として控除可能であることを引き続き認めています。

デュッセルドルフ財政裁判所判決: 会社行事における 110 ユーロ 限度額の判定 (eNewsletter Tax vom 14. April 2011)

会社行事における雇用者の被雇用者に対する支出がフリンジベネフィットとして賃金税の対象となるかどうかは支出額によって決定されます。雇用者による税込み支出額が被雇用者一人当たり 110 ユーロの限度額を超える場合には、賃金税の対象となる支出となります。2011 年 1 月 17 日付判決においてデュッセルドルフ財政裁判所は、110 ユーロの限度額の判定に関して見解を述べています。個々の被雇用者に配分される金額の計算にあたっては、原則的に、行事の付帯費用を含む全費用が合計され参加者数で均等に配分されねばなりません。配偶者や子女といった同行者にかかる金額は、それぞれの被雇用者に帰属されます。デュッセルドルフ財政裁判所の判事の見解によれば、当該事案のように予定参加者数 600 人に対して実際には 348 人しか行事に参加者しなかった場合には、予定参加者人数で計算されるべきです。この判決に対しては連邦財政裁判所に対して上告の申し立てがなされています。

連邦財務省通達 BMF: 通勤費の賃金税上の取り扱い

(eNewsletter Tax vom 7. April 2011)

税務当局はこれまで、社用車の自宅と通常の勤務地との間の通勤使用に関わるFRINGE BENEFITについて、1%ルール適用の場合には片道通勤距離毎に税込みリスト価格の0.03%相当を乗じた額を月次のFRINGE BENEFIT相当額として計算していました。これに対して連邦財政裁判所は、2008年4月4日付判決や2010年9月22日付判決といった複数の判決において、実際の走行数に基づき、片道通勤距離毎及び走行一回毎に税込みリスト価格の0.002%を乗ずるといった個別計算を採用しています。

税務当局は2011年4月1日付通達で、従来の見解を放棄し、連邦財政裁判所の見解に追従しています。個別計算は、2011年以降、雇用者による賃金税源泉手続きと被雇用者による個人所得税確定申告手続きのいずれにおいても適用が可能です。2010年以前の賃金税申告期間について実施された賃金税源泉徴収の修正は行う必要はありません。この場合被雇用者は、確定申告の修正がまだ可能であれば、自身の個人所得税確定申告書において、実際の走行数に基づく算定を行うことができます。通勤走行の個別計算に関して税務当局は、例えば、車両別の記録及び社用車が実際に通勤使用された日付に関する書類といった様々な条件を付しています。

連邦財政裁判所判決: 二重家計の場合の帰宅費用

(eNewsletter Tax 24. März 2011)

二重家計においては週一回の帰宅費用は税務上必要経費控除が可能です。この場合に控除可能な費用として、通常は勤務地から自宅までの往復の交通費があります。これに対して、二重家計を有する一方の配偶者の勤務地を他方の配偶者が訪問する際の費用については、一方の配偶者が私的な理由により自宅へ帰宅しなかった場合には、必要経費控除が認められません。

VII. 日独租税条約

(HC Newsletter 6/11)

日本とドイツの間で現在、1966年4月22日締結の租税条約の改定に関する予備交渉が行われており、2011年末には正式な改定交渉が開始される見込みです。交渉の対象となるのはOECDモデル条約に則った源泉税率の引き下げならびに拘束力のある仲裁手続きの導入です。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ
Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
Kenji.Umeda@de.ey.com

井上 雄喜
Phone +49 211 9352 28602
Fax +49 211 9352 18026
Yuki.Inoue@de.ey.com

松本 美紀
Phone +49 211 9352 10535
Fax +49 211 9352 10692
Miki.matsumoto@de.ey.com

フランクフルト
Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

高橋 存根
Phone +49 6196 996 27437
Fax +49 6196 996 27295
Zonne.Takahashi@de.ey.com

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
Akinobu.Sado@de.ey.com

中尾 弘太郎
Phone +49 6196 996 19057
Fax +49 181 3943 11665
Kotaro.nakao@de.ey.com

ミュンヘン
Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 89 14331 22188
Fax +49 181 3943 22188
Akinobu.Sado@de.ey.com

ハンブルク
Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
Kenji.Umeda@de.ey.com

シュツットガルト
Mittlerer Pfad 13
70499 Stuttgart
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
Akinobu.sado@de.ey.com

Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world
Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit
www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2011
Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0311

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.